令和５年６月2７日

専任技術者の要件緩和について（お知らせ）

大阪府　都市整備部　住宅建築局

建築指導室　建築振興課

建設業法施行規則の一部改正（令和５年７月１日施行）に伴い、営業所の専任技術者の要件が一部緩和されます。

1．**改正の適用年月日**

　許可申請：**令和５年７月３日申請受付分**から適用します。

変更届出：**変更年月日が令和５年７月１日以降**となる届出について適用となります。

2．**改正の内容**

一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和（第７条の３関係）

　現在、大学の指定学科（施行規則第１条の表に掲げる学科）卒業後３年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後５年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされています（法第７条第２号イ）。

　今回の改正により、以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後３年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすことになります。

　また、以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後５年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。

　なお、本要件緩和は指定建設業（法第15条第２号）及び電気通信工事業以外の建設業において適用することになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 検定種目 | 指定学科 |
| 土木施工管理・造園施工管理 | 土木工学 |
| 建築施工管理 | 建築学 |
| 電気工事施工管理 | 電気工学 |
| 管工事施工管理 | 機械工学 |

※特定建設業許可の営業所専任技術者要件（注）、建設工事において配置する主任技術者・監理技術

者（注）も同様の扱いとなります（注：指定建設業は除く）。

具体的な資格区分と該当する建設業の種類は、別添の有資格区分コード一覧をご確認ください。